

林業再生推進活動事業実施要領

平成 21 年 10 月 15 日付け 21 森政第 204 号林務部長通知

一部改正 平成 24 年 5 月 10 日付け 24 森政第 65 号林務部長通知

一部改正 平成 25 年 4 月 15 日付け 25 森政第 34 号林務部長通知

一部改正 平成 27 年 3 月 31 日付け 26 森政第 355-2 号林務部長通知

第 1 趣旨

この要領は、林業再生推進活動事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）及び林業再生推進活動事業補助金交付要綱（平成 21 年 10 月 15 日付 21 森政第 203 号林務部長通知。以下「要綱」という）に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設の整備等の事業について、地域の実情に応じて、林業・木材産業関係者等により構成する組織において、事業推進に向けた課題解決、間伐材等の供給と需要の調整、事業の円滑な実施のための調整等を行うことが重要である。

このため、以下に定めるところにより、林業再生推進活動事業を実施し、昨今の住宅着工数の大幅な減少により、木材需要の冷え込みが懸念される中、木材需要の拡大と安定的・効率的な県産材の生産・供給体制を構築し、復興に必要な木材を全国的に安定供給するとともに、林業の成長産業化に向け強い林業・木材産業を構築することとする。

第 3 事業主体

事業主体は、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 83 号農林水産事務次官依命通知）第 5 及び森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱（平成 27 年 2 月 3 日付 26 林整計第 733 号農林水産事務次官依命通知）第 4 別記 1 に規定する地域協議会とする。

第4 事業の内容

第2の目的達成のため、地域の実情に応じ、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域の課題解決に向けた事業計画の素案の作成その他の事業実施のための調査
- (2) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要の協定締結等の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整に関する、実践的かつ実効性のある取り組みであって、別表1に掲げるいずれかの地域活動
- (3) 事業計画の素案の作成、事業のフォローアップ
- (4) 地域材利用拡大等の普及や事業実施のための研修
- (5) その他事業実施にあたって必要な業務

第5 実施計画及び実施報告

- 1 事業主体は、別記様式第1号及び同第2号により林業再生推進活動事業に係る実施計画及び実施報告を作成し、知事に提出するものとする。

ただし、第4の1の(2)に規定する別表1のカの地域活動を実施する場合は、あらかじめ知事へ協議することとする。

- 2 前項の規定による実施計画、実施報告及び協議の手続きについて、当該事業が地方事務所の所管する地域内で行われる場合は、その地方事務所を経由するものとする。
- 3 1の書類の提出期限は、実施計画書については別に定めるものとし、実施報告については、事業実施の翌年度の4月30日までとする。

第6 補助対象経費

事業の補助対象経費は、別表2のとおりとする。

第7 早期着手

- 1 事業主体は、知事から内示のあった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、第5第1項に規定する実施計画に記載された事業で、知事がやむを得ない事由があると認めた場合にあつては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- 2 事業主体は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（別記様式 第3号）を知事に提出する。
- 3 知事は、前項の申請があり、やむを得ない事由があると認めるときは、次の条件を付して同意するものとする。
 - (1) 事業費及び補助金等は、補助金交付の決定のときに変更することがあること。

第8 補助金交付の申請

事業主体は、知事から補助金の内示があったときは、要綱第4に基づき、速やかに林業再生推進活動事業補助金交付申請書（別記様式第4号）により知事に提出するものとする。

第9 補助金交付の変更

事業主体は、補助金交付申請書の内容を変更しようとするときは要綱第5に基づき、林業再生推進活動事業補助金交付変更承認申請書（別記様式第6号）を知事に提出するものとする。

- (1) 事業内容の変更
- (2) 補助金額の変更（事業が地方事務所の所管する地域で行われる場合）
 - 2 所長は、前項の規定による変更の申請があったときは、林務部長（以下部長）に協議するものとする。
 - 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、規則及び要綱並びにこの要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、同意及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
 - 4 所長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。
 - 5 前項の規定による変更内示に伴う補助金の交付申請は、林業再生推進活動事業補助金交付申請書（別記様式第5号）を所長に提出するものとする。

第10 交付申請取下げ

事業主体は、知事の承認を得て交付申請の取下げをしようとするときは、要綱第6に基づき、林業再生推進活動事業補助金交付申請取下げ書（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

第 11 状況報告

事業主体は、事業の活動状況について、知事の指示するところにより、要綱第 7 の規定に基づき、林業再生推進活動事業状況報告書（別記様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

第 12 実績報告

事業主体は、事業が完了したときは、要綱第 8 の規定に基づき速やかに林業再生推進活動事業実績報告書（別記様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

第 13 補助金交付の請求

- 1 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときには、要綱第 9 の規定に基づき、林業再生推進活動事業補助金交付（概算払）請求書（別記様式第 9 号）を知事に提出するものとする。
- 2 要綱第 9 に規定する概算払の請求額は、必要に応じ全額とすることができるものとする。

第 14 事業が地方事務所の所管する地域で行われる場合の読替規定

地域協議会が、地方事務所の所管する地域を対象として事業を実施する場合、この実施要領の規定の適用については、「知事」とあるのは、「所管地方事務所長」と読み替えて適用するものとする。

ただし、第 5 においては適用しない。

第 15 指導推進体制

本事業の円滑な推進を図るため、県及び市町村は、指導推進体制を整備し、林業関係団体等と協力して、林業・木材産業の再生に関する啓発普及及び事業計画の円滑な実施に関する助言及び指導を行うものとする。

第 16 その他

第 4 の 1 に掲げる事業については、森林整備加速化・林業再生事業費補助金交付要綱（平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 82 号農林水産事務次官依命通知）、森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 83 号農林水産事務次官依命通知）、森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成 21 年 5 月 29 日 21 林整計第 89 号林野庁長官通知）、森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱（平

成 27 年 2 月 3 日付 26 林整計第 733 号農林水産事務次官依命通知)、森林整備加速化・林業再生交付金交付要綱 (平成 27 年 2 月 3 日付 26 林整計第 746 号農林水産事務次官依命通知)、及び森林整備加速化・林業再生交付金実施要領 (平成 27 年 2 月 3 日付 26 林整計第 747 号林野庁長官通知) に基づく事業として実施するものとする。

附則

この要領は、平成 21 年度から適用する。

附則

この要領は、平成 24 年度から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

項目	具体的な取組	補助対象となる活動
ア 路網の効率的な整備に向けた調査活動等の実施	路網配置検討のための調査分析及び地域の調整等による木材の生産性の向上	○調査活動 <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・調査結果の分析 ・報告書の作成・公表 ○検討委員会等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・連携体制づくり等のための有識者による検討の実施 ・検討結果の取りまとめ及び報告書の作成 ○連携体制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・路網整備、担い手、林業機械及び間伐材供給等に関する関係者間での協定の締結等のための協議会等の開催 ・協定書等の作成及び連携体制の公表
イ 担い手の連携による事業量確保体制づくり	担い手の連携体制の構築等による労働力の確保	
ウ 効率的な林業機械の導入に向けた取組	高性能林業機械を効率的に運用するための連携体制づくり等による安定的な素材生産体制の構築	
エ 間伐材安定供給体制づくり	木材需給関係者の連携体制の構築及び協定の締結等による川上から川下への間伐材の安定供給	
オ 木材の利用促進に向けた取組	公共建築物や木質バイオマス等への木材利用を促進するための地域における活動	
カ 林業・木材産業の活性化及び木材利用の促進に必要な地域固有の課題解決のための活動	項目のアからエに掲げる地域活動以外のもので、特に知事が必要と認める活動	

別表 2

森林整備加速化・林業再生推進事業の補助対象経費

補助対象経費
技術者給、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費、原材料費

(別記様式第 1 号)

番 号

平成 年 月 日

長野県知事 様

住 所

事業実施主体名

代 表 者 指 名 印

平成 年度林業再生推進活動事業実施計画（実施報告）の提出について

林業再生推進活動事業実施要領第 5 の 1 の規定に基づき、事業計画（実施報告）書を添えて提出します。

注) 事業計画（別記様式第 2 号）を添付すること。

(別記様式第2号)

平成 年度林業再生推進活動事業実施計画（実施報告）書

1 経費内訳

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		県費補助金	自己資金	その他	
計					

注：区分欄には、実施要領第4の1の該当する事項ごとに別表に定められた補助対象経費を記載すること。

また市町村に負担額がある場合には、備考欄に市町村名及び負担額を記載すること。

2 事業内容

区 分	活 動 内 容	備 考

注：区分欄には、実施要領第4の1の該当する事項を記載すること。

(別記様式第3号)

林業再生推進活動事業早期着手協議書

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代表者氏名

印

平成 年度林業再生推進活動事業実施計画に基づく下記の事業を早期着手したいので協議します。

記

1 早期着手の理由

2 早期着手の事業内容

(単位：円)

区 分	事業内容	事業費	補助金額	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	備 考
林業再生推進活動事業						
計						

(別記様式第4号)

林業再生推進活動事業補助金交付申請書(実績報告書)

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

平成 年度林業再生推進活動事業を実施したいので、補助金 円
を交付してください。

(平成 年 月 日付 長野県指令第 号で補助金の交付決定のあった

平成 年度林業再生推進活動事業を別紙のとおり実施しました。)

注) 別紙1の収支予算書(精算書)及び別紙2の事業実施計画書(事業実績書)を添付すること。

(別記様式第 5 号)

林業再生推進活動事業補助金変更交付申請書

番 号
平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定のありました林業再生推進
活動事業を下記のとおり変更したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定のあった補助金 金 円
- 3 今回変更増減額 金 円
- 4 事業の変更理由及び内容
- 5 事業変更計画

注) 事業変更計画書の記載は、様式第 4 号の別紙を準用し、変更前を下段に変更後を上段に記載する。

(別紙1)

収支予算書(精算書)

1 収入

(単位:円)

区 分	予算額	(精算額)	差引増減	備 考
補 助 金				
自 己 資 金				
そ の 他				
計				

2 支出

(単位:円)

区 分	予算額	(精算額)	差引増減	備 考

注:区分欄には、第4の1の事項ごとに別表-1に定められた補助対象経費を記載すること。

(別紙2)

事業実施計画書（事業実績書）

1 事業実施計画（事業実績）

区 分	活 動 内 容	備 考

注：区分欄には、実施要領第4の1及び別表1の項目の該当する事項を記載すること。

2 事業完了（予定） 平成 年 月 日

3 添付書類 地域協議会 規約、構成員、役員名簿

部会 委員等名簿

注：事業実績書においては、3の添付の必要はない。

(別記様式第6号)

林業再生推進活動事業補助金交付変更承認申請書

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付 指令 第 号で補助金の交付決定
のあった平成 年度林業再生推進活動事業について、下記理由により変更（中止、
廃止、完了期限延長）したいので申請します。

記

1 変更（中止、廃止、完了期限延長）の内容

2 変更（中止、廃止、完了期限延長）の理由

注) 別記様式第4号の別紙1収支予算書及び同別紙2の事業実施計画書の変更を添付すること。

(別記様式第7号)

林業再生推進活動事業補助金交付申請取下げ書

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付 指令 第 号で補助金の交付決定
のあった平成 年度林業再生推進活動事業に係る補助金交付申請を下記理由で取下げ
ます。

記

取下げ理由

(別記様式第8号)

林業再生推進活動事業状況報告書

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付 長野県指令第 号で補助金の交付決定のあった
平成 年度林業再生推進活動事業の 月 日現在の進捗状況は下記のとおりです。

記

区 分	事業実施状況（進捗状況）

注：区分欄には、実施要領第4の1の該当する事項を記載すること。

(別記様式第9号)

林業再生推進活動事業補助金交付（概算払）請求書

番 号

平成 年 月 日

地方事務所長 様

住 所

事業実施主体名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付 長野県達（指令）第 号で補助金の確定（交付決定）
のあった平成 年度林業再生推進活動事業補助金を下記のとおり交付（概算払）してく
ださい。

記

- 1 補助金確定（交付決定）額 金 円
- 2 補助金交付請求（概算払）額 金 円

（単位：円）

事業区分	補助金確定 （交付決定） 額	補助金交付（概算払）金額		計	残金
		受領済額	今回請求額		